主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人葉山水樹の上告趣意のうち、違憲(二一条、三一条違反)をいう点は、原 審で主張判断を経ないものであり、その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不 当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四八年二月二二日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸		盛	_
裁判官	大	隅	健一	郎
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸	上	康	夫